

調査課資料 No. 31

パラグアイ農業福祉院設置法

1964年6月

海外移住事業団



國際協力事業団	
受入 月日 '85. 3. 22	708 81.2
登録No. 11166	EM

まえがき

この法律は、1963年3月14日巴拉グアイ国国会
(Cámara de Representantes de la Nación
Paraguaya)において制定された法律第852号を当事
業団アスンシオン支部が翻訳したものであり、執務上の參
考とするため印刷に付した。

なお、原典(写)は当課に保管しております。

1964年6月

海外移住事業団

調査課

JICA LIBRARY



1034644[3]

法律第 852 号

農業福祉院 (Instituto de Bienestar Rural) 設置法

第 I 章

第 I 節 農業福祉院の設立、目的及び住所

第 1 条 本法及び施行令の規定により、規制せられる法人格を有する自治機関農業福祉院 (I. B. R.) を設立する。その資産は法律的には、国有財産から分離されたものとみなされる。

この法文中に使用される「院」の呼称は、農業福祉院を指するものとする。

第 2 条 農業福祉院は、大農地 (Latifundio) 及び小農地 (minifundio) を漸進的に廃止して、土地の所有、保有及び利用の公正な制度をもつて之に代えることを可能ならしめる為、合法的解決法によつて国の農業構架を改革すること、並びに農村人口を国家の経済的及び社会的進歩に有効に参加せしめることを目的とする。これら解決手段は、土地の公平な分配、融資、生産及び商品化の適切な組織を保護し、その自由と品位の保證となり、且社会福祉の基本となる経済的安定を達成するため、農村の生産者を全面的に援助するものである。

第 3 条 本院は、全共和国に管轄権を有し、首都にその主たる住所をおくものとし、国各地帶の経済的及び社会的發展に応じて、その任務達成のため、地方に必要な代表部又は辦事處設置できるものとする。

第 4 条 行政部に対する本院の關係は、農牧省を通して維持されるものとする。

第 5 条 農業福祉院は委員長を含む、6 名の委員から成る委員会 (Consejo) により、指揮及び管理せられ、委員はパラグアイ国籍を有する 25 才以上の成年者とする。

第 6 条 大農地の所有者、及び大農地を有する会社、又は企業の取締役、相談役顧問又は雇人 (empleado) は、委員会の委員長又は委員となることができないものとする。また公職にあるものも同様である。

第 7 条 委員長及び委員は、行政部により任命せられるものとする。その在任期間は 5 年とし、

次の新期間に亘り任命し得るものとする。欠員の場合に任命されたものは、前任者の
残任期間を在任するものとする。

第 8 条 委員会は少くとも 4 名の委員をもつて、有効に開会することができるものとする。委員
長は発言権及び投票権を有し、賛否全數のときは、二重投票権を有する。

第 9 条 農牧大臣は、委員会の特別会議を召集出来るものとして、会議において発言権を有する
ものとする。

第二節 委員会の権限

第10条 農業福祉委員会の権限及び義務は次の通りとする。

- a) 本院の資産を管理すること。
- b) 現行法令の規定に従い本院所属の不動産及び助産の買却、交換又は、賃貸を許可すること。
- c) 遺贈及び寄付を受理すること。
- d) 農業政策の実施に充てられる財産の取得を許可すること。
- e) 補償計画を樹て、その目的達成のため必要な不動産の収用を行政部に申請すること。
- f) 内外のクレジットを取得すること、公私に類似、または、補助的 目的の機関と契約を締結
すること、行政部の定める法規に従い公債(bono)及び担保付債券(cédula
hipotecaria)を発行すること。
- g) 本院の年次予算を作成し、これを行政部の承認に付すること。
- h) 本院の目的達成計画を作成すること。植民の特定計画は、その目的のため予定された特
別資金をもつて融資されるものとする。
 - i) 植民地の創設及び農村人口の定着のため、その資産に属する土地のロツテ割を行い、及
び夫々の植民地において植民を開始すること。
 - j) 私有地のロツテ割を許可し、及び当該植民を開始すること。
 - k) 国営植民地の管理人を任命し、私営植民地の管理を統制すること。
 - l) 土地制度、その分筆及び植民に関する法律及び規則を侵した者に農地法の規定に従い刑

- 罰及び罰金を課すこと。
- ii) 農牧省の専門機関と協同してあらゆる形式の農業協同組合を奨励すること。
- m) 主管省の作成した教育総合計画に従い植民地及び農業部落内に小学校の建築を奨励すること。
- n) 植民地内に加工場設立のため、地域的計画を立てること及び行政部の定める規則に従い、その目的のため融資を与えること。
- o) 同胞の帰国を奨励すること。
- p) 国の経済的及び社会的必要に従い人口の再配置を促進すること。
- q) 入国移住(inmigración)を奨励し、並びに現行法に従い、その統制及び選択を行うこと。
- r) 農地法(estatuto agrario)並挿上の植民及び部落設立に関する1960年8月19日付法律第22号、大農地の比例分割に関する1960年8月27日付法律第662号及びその他の法律によつて定められた規定を実施すること。
- s) その内部規則を作成すること。
- t) 委員長の提案により本院の職員及び雇員を任命すること。
- u) その目的達成のため本院の必要とする部局を設け及びその権限を定めること。
- v) 農地法受益者の技術的、経済的及び社会的援助のため、適当な計画を採用すること。
- w) パラグアイ住宅院(Iнституто paraguayo de la vivienda)と協同して、農民住宅の建築及び改善を奨励すること。
- x) 農地法の受益者が当事者となり、又は利害関係を有する農業不動産の譲渡、保有、占有又は所有に係る一切の紛争の和解を計ること。

第三節 長官の権限及び義務

第11条 農業福祉院の長官(presidente del Instituto)は、全院の管理の長(jefe)であり、その権限及び義務は、次の通りとする。

- e) 農業福祉院を法律的に代表すること。司法上の争の場合、この代表権は、本院の法律顧問(Asesor Legal)に委任できるものとする。
 - b) 委員会の会議を主宰すること。
 - c) 本院の目的達成に関連する案件を委員会の審査及び決議に付すること。
 - d) その額度が委員会によつて承認された土地の地券を交付すること。
 - e) 本法に従い、その主旨に属する問題を委員会の審議に付すること。
 - f) 本法の規定及び委員会の決議(resolución)を履行すること。
 - g) 委員会に職員及び雇員の任命を提案すること。
 - h) 農牧省に本院によつて行つた事業活動の年次報告を提出すること。
- 1) 委員会の特別会議を召集すること。

第12条 委員長欠席の場合には、委員会の会議は単純な多数決により、選挙された委員の1人により主宰せられるものとする。委員長の不在が1箇月未満の場合には、前条の方法により任命された委員が委員会の委員長職を代理するものとする。不在が1箇月以上にわたる場合には、行政部は同委員会の委員の中から委員長代理を指名するものとする。

(註: 農業福祉院委員会の委員長は、農業福祉院長官を兼務するものと想料される)

第二章

第一節 資産及び財源

第13条 農業福祉院の資産は、次のものから成るものとする。

- a) 国家農業不動産
- b) 目的達成のため本院の取得した農業及び市街不動産(inmuebles rurales y urbanos)並びにその他の財産。
- c) 国有及び私有森林並びに所属の石灰山及び採石場の開発権(derechos de explotación)より生じたもの。
- d) 土地の払下代金及び賃貸料

- e) 放牧場から生じたもの及びその土地のその他の収入
- f) 国の一概算出予算より配賦されるもの
- g) 税金(impuestos) 公債(bonos) 債券(cedula) 及び本院の資産に関する
その他の財源より生じたもの。
- h) 本法に規定された職務達成に充てるため、本院の取得した国内国外のクレジットより生
じたもの。
- i) 寄付及び遺贈。
- j) 本院によつて課せられる罰金から生じたもの
- k) 業務提供商業及び銀行取引より発生する収入
- l) 目的達成のため本院に譲渡されるその他の国有

第14条 農業福祉院は、農業改革院(Instituto de Reforma Agraria)の一切の
財産権を代位継承する。

第15条 農業福祉院の資産に関する財産及び財源は本法に指定された以外の目的の履行に充てる
ことができないものとする。

第2節 免税(franquicia)及び免除(exención)

第16条 農業福祉院は、次の免稅及び免除を享受する。

- a) 国土内における郵便及び電報料金の免除
- b) 一切の国税及び市税(impuesto fiscal y municipal) の
免除(liberacion)
- c) 關稅及び附加稅(derechos aduaneros y adicionales)の免除
- d) 為替賦課稅(recargos de cambio) 販売稅(impuesto a las
ventas) 及びその他一切の國、または市の課金(gravamen)の免除
- c) 及びd) 項に規定された免稅及び免除は、機械、車輛、器具、種子、肥料、化学肥
料、殺虫剤、防疫剤、及びその目的達成に直接充てられる他の製品に限られるものとする。

第17条 農業福祉院の債権は罰金より発生するものを含み、国家債権固有の特權を有し、判決の執行手続による強制執行力を伴うものとする。この防御には民事及び商事訴訟法規定が準用される。これら勘定の司法取立のためには本院の発行する当該証明書は、十分な執行力を有する証書として、役立つものである。

第18条 前条规定の取立債権は10年後に時効により消滅する。

第19条 本院の資産を構成する財産は時効により消滅することなく(*impre scriptible*)差押え不可能の(*inembargable*)ものとする。
併しながら、収用及び取得の支払のため、その予算に計上されてある資金に対しては、強制執行できるものとする。いかなる場合でも当該予算金額の10%以上を差押え及び強制執行できないものとする。

第三章 農地登記

第20条 農業福祉院は、農地登記簿(*Registro agrario*)を備え、これを公開し、次の事項を記入するものとする。

- a) 本法の規定に従つて、発行せられた、国有地、又は、私有地の決定的地券(*titulo definitivo*)及びその変更、又は失効
- b) 国家のロツテ又は地区(*lote o fracción fiscal*)の支払完済の日付
- c) 本法に従つて与えられる賃貸借及び抵当権付貸付(*prestamo con garantía hipotecaria*)の公正証書(*escrituras*)
- d) 本院の委員会が、即時植民計画を行う場合において「公益」と宣言し、収用に付する私有地の地券
- e) 植民に當てられる私有地の地券
- f) 本法の適用から発生する土地所有権を何らかの形式で変更する公正証書及び文書

第21条 所有権を譲渡し、又は不動産の使用及び享有を許し、又はその上に抵当権(*gravamen*)を設定する。

地券、若しくは証書は、農地登記簿に登記後は、全一不動産及び全一項目に関して後日登記することができないものとする。

第22条 農地法の受益者により行われた土地の制度に関する法律行為又は契約は登記簿に登記の日から第3者に対して效力を生ずるものとする。

第23条 地券、法律行為又は、契約の農地登記簿への登記は、上記行為につき不動産登記所 (*Registro general de la propiedad*)において行われねばならない登記を免除しないものとする。不動産登記所は関係者が予め農地登記所に登記の証明を提示しない限り農地法の適用をうける不動産の権利関係について登記を行わないものとする。

第24条 農地登記所における登記及びその発行した証明書は、確定日付及びその真実性に関して公正証書の効力を有するものとする。

第25条 公認人及び書記は当事者の請求をうけても予め農地登記書の発行した証明書の提示により、その自由処分、使用及び享有の見地より当該不動産の現在の状況を明らかにしない限り、農地法の法制下にある不動産の譲渡または抵当権設定の公正証書、証書、又は証明書を発行し得ないものとする。

第26条 この登記は、法律上無効な、登記された法律行為または契約に効力を付与するものでない。

第27条 農地登記所における登記の一切の修正、又は訂正は農業福祉院委員会の決議によつてのみ命じ得るものとする。

第28条 本節に特に規定していない一切の事項については、不動産登記所の運営に関する裁判所組織法 (*Ley organica de los Tribunales*) の規定を補則的に適用するものとする。

第 IV 章 一般規則

第29条 農地法の履行及び執行のため、その協力を請求された官公吏で虚偽のデータ、または報告を提供するものは、民法、または刑法により適用される如罰の外に、2ヶ月の期間迄没収停職の処分をうけるものとする。処罰は予め略式調査 (*investigacion sumaria*) の上、農業福祉院長官の請求により、当該官守の長が課するものとする。

第30条 農業福祉院官憲の決議は、その通告の日より数えて有効日5日の期間内に委員会に上訴

し得るものとし、委員会の決議については、決議通告の5日以内に会計検査院に上告で
きるものとする。

第31条 行政部は、本法の施行細則を制定するものとする。

第32条 本法に反する一切の法律及び規則は、これを廢止する。

第33条 行政部に通知せよ。

